讃州井筒屋敷等コンセッション
導入可能性調査業務

公募型プロポーザル実施要領

令和８年１０月

東かがわ市

目　次

１．目的 2
２．業務概要 2
３．調達内容 2
４．参加資格 2
５．参加申請 4
６．質疑 4
７．質疑回答 5
８．企画提案書 5
９．審査の実施方法 5
１０．審査結果 7
１１．契約方法 7
１２．辞退 7
１３．失格条件 7
１４．業務実施に関する留意事項 7
１５．提出先・問合せ窓口 7

１．目的

この要領は、讃州井筒屋敷及び笠屋邸のコンセッション方式導入可能性調査業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２．業務概要

（１）業務名

令和８年度讃州井筒屋敷等コンセッション導入可能性調査業務

（２）業務内容

別紙「讃州井筒屋敷等コンセッション導入可能性調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（３）業務委託期間

契約締結日から令和９年３月 24 日まで

（４）提案限度額

本業務委託の予算規模は次のとおりであるため、その金額の範囲内で提案すること。

なお、この価格は契約金額となるものではない。

提案限度額は 7,400,000 円（税抜）を上限とする。

３．調達内容

（１）調達方式

公募型プロポーザル方式

（２）スケジュール

内　容	期　間　等
①プロポーザル公募開始	令和８年 10 月 29 日
②参加申請及び質疑の受付開始	令和８年 10 月 29 日
③質疑の提出期限	令和８年 11 月６日　正午
④参加申請の期限	令和８年 11 月 11 日　正午
⑤参加資格確認結果通知	令和８年 11 月 13 日頃
⑥企画提案書の提出期間	令和８年 11 月 16 日 ～11 月 27 日　正午
⑦審査実施	令和８年 11 月下旬（予定）
⑧審査結果等通知	令和８年 11 月下旬（予定）

４．参加資格

プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）は、以下の条件をすべて満たすこと。

（１）参加資格要件

ア. 東かがわ市の令和７・８年度物品・役務等入札参加資格者名簿に登載されている

こと。なお、登載されていない場合には、以下の書類を参加申請時に提出すること。申請日前３カ月以内に各関係機関で発行されたものに限る。

（書類提出により本業務につき、登載されているものとみなす。）

（ア）直前決算の財務諸表又は決算書等

（イ）登記事項証明書（会社・法人）

（ウ）委任状（任意様式、本店以外から申請する場合）

（エ）法人税、消費税及び地方消費税の完納証明書（その３の２又はその３の３）

（オ）香川県内に参加者の事業所がある者は、香川県税の未納の税額がない旨の証明書

（カ）東かがわ市内に参加者の事業所がある者は、東かがわ市税（全税目：法人市民税・固定資産税・軽自動車税）の納税証明書（令和７年度及び令和８年度分）

イ. 東かがわ市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領による指名停止措置を受けていないこと。

ウ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立がなされている者ではないこと。

エ. 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。

・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である、又は暴力団員が経営に事実上参加している。

・暴力団員を雇用している。

・暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。

オ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

カ. 令和３年度以降、国、地方公共団体等が整備又は所有する施設に係る、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく公共施設等運営権事業に関する導入可能性調査業務を元請として行った実績（参加申請書提出の前日までに完了した業務に限る。）がある、又は同業務を遂行できる能力が確認できること。

（２）留意事項

ア. 費用負担

企画提案に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

イ. 提出書類の取扱い、著作権

本市は、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出書類を使用、又は情報

を洩らしたりすることはない。提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しない。

なお、参加者の提出書類の著作権は、契約締結時点で本市に帰属するものとする。

ウ.提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用しないこと。

エ.複数の提案禁止

企画提案は、１参加者につき、１提案とする。

オ.提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

カ.虚偽の記載禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は失格とする。

５．参加申請

本プロポーザル業務に参加を申請する者（以下「参加申請者」という。）は、以下に掲げる参加申請に係る書類を期限までに提出すること。

（１）参加申請時の提出書類

ア.類似業務実績書（自由様式）、又は遂行能力が確認できる書類

イ.類似業務の内容が分かる契約書の写し（過去５年以内のもので最大５件まで）

ウ.４．（１）ア.なお書きに該当する場合の必要書類

（２）申請方法

下記申請フォームに必要事項を記載の上、提出書類をアップロードすること。

【申請フォームのURL】https://logoform.jp/form/EBaF/1851837

（３）申請期限

令和８年11月11日(水)正午までとし、期限を越えた場合は、受理しない。

（４）参加資格確認結果

参加申請の内容及び添付資料を審査した後、参加の可否を令和８年11月13日(金)までに別途通知する。

６．質疑

実施要領等について質疑がある場合には、次の方法により質疑を行うこと。

（１）受付期間

令和８年10月29日(木)から令和８年11月６日(金)正午までとする。

（２）受付方法

下記フォームより質疑を提出すること。

【質疑フォームのURL】https://logoform.jp/form/EBaF/1852062

７．質疑回答

質疑回答については、次の方法により回答する。

（１）回答方法

すべての参加者からの質疑事項に対する回答は本市ホームページで行う。

（２）回答期限

回答は令和８年 11 月９日(月)午後５時までに行う。

８．企画提案書

企画提案は仕様書を踏まえ、以下のとおり企画提案書を提出すること。

（１）体裁

ア. Ａ４版横概ね 10 ページ以内（表紙を除く。）とする。

イ. 文字の大きさは 10.5 ポイント以上を目安に作成すること。

ウ. ファイル形式は PDF とする。

エ. 企画提案書内には会社名及び会社を推定できる記載をしないこと。

オ. 企画提案書内に提案金額を明記すること。

（２）提出方法

下記提出フォームに企画提案書をアップロードすること。

【提出フォームの URL】https://logoform.jp/form/EBaF/1853076

（３）提出期間

令和８年 11 月 16 日(月)から令和８年 11 月 27 日(金)正午までとする。

期限を越えた場合は、受理しない。

（４）提案項目

ア. 提案については、「９．審査の実施方法（２）審査基準」に示す審査項目に沿って記述すること。

イ. 本実施要領及び仕様書等の要件を満たせていない項目がある場合は失格とする。

ウ. 記載された内容が確認を要する場合は、記載された内容を証する書面の写し（資格、配置人員の経験等）を添付すること。

９．審査の実施方法

審査は、下記のとおり行う。なお、企画提案を行った参加申請者（以下「企画提案者」という。）が１社のみとなった場合においても審査を行うものとする。

（１）審査方針

提案内容に関する審査については、別に定める審査委員会において提出書類による審査を実施するものとする。審査の結果、審査評価点が最も高い企画提案者を優先交渉権者として選定し、次順位の企画提案者を次点交渉権者として選定する。ただし、同点の場合は、見積金額が安価な参加者を優先交渉権者とし、見積金額も同額の場合はくじにより優先交渉権者を決定するものとする。

なお、最低水準点（見積金額を除く得点の６割である 57 点）未満の者又は０点の審査項目がある者は、優先交渉権者としない。

（２）審査基準

審査基準における観点、配点は以下のとおりとする。

審査項目	審査事項		配点
業務実施方針	業務目的を理解し、対象施設の特性や地域への波及効果等を考慮した提案になっているか。		15
実施体制	全般	業務実施スケジュールおよび業務への取組体制が具体的であり、的確な進捗管理が行えるか。	10
	責任者	業務責任者を配置し、類似業務における経験・実績や知識・資格を有しているか。	10
	従事者	本業務に従事する者を以下の観点から評価する。 ・担当業務内容や役割分担が明確になっているか。 ・担当業務・役割における経験・実績や知識・資格を有しているか。	10
対象施設及び地域の実態調査、事業スキームの検討	現時点で想定される課題等の整理から最適な事業スキームの検討へのアプローチ方法が具体的かつ論理的な提案になっているか。		15
民間事業者の意向調査	実施方法が具体的かつ実現性があり、民間事業者の本音や参入条件を引き出すための設計がされた提案になっているか。		15
シミュレーションのＶＦＭの算出	国のガイドライン等に準拠し、対象施設の現状を踏まえ、最適化された算定方法が提案されているか。		10
独自提案	本業務に有効な独自提案が含まれるか。		10
業務に対する経費	提案金額の評価点＝配点×（最低提案金額÷提案金額） （小数点第２位以下切捨て）		5
合計			100
【評価基準】			
審査の基本は、その記載内容により下記により評価するものとする。 Ａ:配点×1.0 Ｂ:配点×0.8 Ｃ:配点×0.6 Ｄ:配点×0.4 Ｅ:配点×0.2			

１０．審査結果

審査結果は、令和８年 11 月下旬以降に、企画提案者自身の結果のみを、各企画提案者に文書により通知するものとする。また、審査結果のうち、優先交渉権者として決定した者は本市ホームページにより公表する。

１１．契約方法

選定された優先交渉権者と本市との間で、業務内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結することとする。なお、優先交渉権者が辞退、特別な理由（提出書類又は提案内容に虚偽があることが判明した場合など）により契約締結できない場合、又は本市との協議が整わなかった場合は、次点交渉権者と契約交渉を行う。

１２．辞退

参加申請又は企画提案書を提出した後に辞退をする場合には、速やかに辞退届（自由様式）を提出すること。本市が辞退届を受理した時点で、参加資格を失うものとする。

１３．失格条件

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

（１）提案限度額を超えた提案をした場合
（２）参加資格要件を満たさないことが判明した場合
（３）本実施要領及び仕様書等の要件を満たさない場合
（４）提出書類等に虚偽の記載があった場合
（５）審査の公平性を害する行為があった場合

１４．業務実施に関する留意事項

（１）受託者は、契約書に定められた条項を遵守し、本実施要領及び仕様書等の諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。
（２）業務遂行にあたり疑義が生じた場合には受託者は、本市との間で誠意を持って協議すること。
（３）受託者は、業務の遂行上知り得た内容は、他人に漏らさないこと。

１５．提出先・問合せ窓口

所在地：〒769-2792
香川県東かがわ市湊 1847 番地１
担当課：東かがわ市　総務部　戦略情報課
ＴＥＬ：0879-26-1201
ＦＡＸ：0879-26-1210
メールアドレス：hk-senryaku@city.higashikagawa.kagawa.jp